

島根県スキー連盟役員選考委員会規程

平成8年11月4日 制定

平成10年10月31日 改正

(根拠及び目的)

第1条 この規程は、本連盟規約第12条第1項の規定に基づく役員の選出に関し、役員選考委員会(以下「委員会」という。)を置き、各加盟団体の利害を超越し、真に組織人として、本連盟の目的達成のために貢献する人物を役員候補者として選考することを目的とする。

(委員会の構成及び数)

第2条 委員会は、本連盟運営規則第7条第1項の規定に基づく各ブロックから選出された評議員それぞれ2名、事務局長及び事務局次長により構成する。

2. 前項の評議員から選出された委員については、役員候補者になることはできない。

(委員長)

第3条 委員長は、委員の互選により選出する。

2. 委員長は、委員会の議長となり、委員会の決定した役員候補者を評議員会に推挙しなければならない。

(委員会の招集及び成立)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により、成立するものとする。

ただし、委員の代理は、認めない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、役員改選期の選考期間のみとする。

(候補者選考の方法等)

第6条 役員候補者の選考に当たっては、各ブロックからそれぞれ3名以内、各専門部からそれぞれ3名以内、高体連及びスキー学校からそれぞれ1名の推薦を受け、委員会において、出席委員の過半数の同意をもって決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員の議決による。